

令和 7 年 10 月 1 日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社復建エンジニアリング

女性が活躍できる雇用環境の整備を目的とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、以下の通り、一般事業主行動計画を定める。

1. 計画期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日

2. 内容

目標 1：計画期間内に正社員全体に占める女性正社員の割合を産業ごとの平均値（学術研究、専門、技術サービス業：25.7%）以上となることを目指す。

<対策>

令和 7 年 10 月～ 引き続き HP で女性社員の活躍情報を積極的に発信するとともに、会社説明会や座談会、大学訪問などの採用活動において、様々なライフステージにある女性社員を積極的に活用し、女性の採用応募者数の増加を目指す。

目標 2：女性正社員の平均勤続年数を産業ごとの平均値（学術研究、専門、技術サービス業：9.3 年）以上となることを目指す。

<対策>

令和 7 年 10 月～ 引き続き育児に関する両立支援制度の周知・利用促進を行い、育児休業復帰後も継続して働き続けられるような職場環境作りを推進していく。

令和 7 年 10 月～ 定期的に女性社員の意見交換の場を設けるなど、ネットワーク形成支援を行うとともに、職場環境や制度等に対する女性社員のニーズを把握する。

目標 3：男女共に働きやすい職場環境の整備を行い、より公平で多様性のある職場を目指す。

<対策>

令和 7 年 10 月～ 全社員を対象にアンコンシャス・バイアスやダイバーシティ、ハラスメントに関する e ラーニング研修を実施する。

以 上